

瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成19年12月1日施行）以下「合意書」という。）に基づき、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物件の製造請負及び買入れ、役務の提供等の調達契約、公有財産の処分又は貸付の契約（以下「契約」という。）、行政財産の使用許可並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定に基づく公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者、市が随意契約の相手方として選定する者、公有財産の処分又は貸付の契約の相手方、市の許可を受けて行政財産を使用する者並びに指定管理者として指定する者をいう。
- (2) 排除措置 合意書に規定する排除措置及び合意書5の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置、公有財産の処分又は貸付の契約の相手方としない措置、行政財産の使用を許可しない措置若しくは指定管理者として指定しない措置をいう。
- (3) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。

(照会等)

第3条 市長は、契約若しくは行政財産の使用許可の相手又は指定管理者として指定する者が、排除措置業者に該当すると疑うに足る事実を把握等したときは、合意書3(1)に基づき、警察署長に対し照会するものとする。

(排除措置)

第4条 市長は、排除措置を行ったときは、様式1により、遅滞なく当該排除措置

業者に対して通知するものとする。

- 2 市長は、入札参加資格者等（公有財産の処分又は貸付の契約の相手方、市の許可を受けて行政財産を使用する者及び指定管理者として指定する者は除く。以下この条において同じ。）が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）第1条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）において審議のうえ、当該入札参加資格者等に対し、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により、競争入札の参加資格を有する者に対して、排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第5条 市長は、一般競争入札において、排除措置業者（公有財産の処分又は貸付の契約の相手方としない措置、行政財産の使用を許可しない措置をされている者を除く。以下同じ。）の入札参加を認めないものとする。

- 2 市長は、一般競争入札の落札者が契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と契約を締結しないことができる。
- 3 市長は、前項の規定により契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

（指名競争入札からの排除）

第6条 市長は、指名競争入札において、排除措置業者を指名しないものとする。

- 2 市長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、指名競争入札の落札者が契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と契約を締結しないことができる。
- 4 市長は、第2項の規定により指名を取り消すとき、又は前項の規定により契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第7条 市長は、排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定からの排除)

第8条 市長は、排除措置業者を指定管理者として指定しないものとする。

(契約の解除)

第9条 市長は、契約の相手方が排除措置を受けた場合に当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。ただし、合意書5の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う排除措置については、この限りでない。

(排除措置の解除等)

第10条 市長は、排除措置業者から様式2による排除措置解除の申出があったときは、警察署長に対し、改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により、改善が認められるときは、委員会の決議を経て、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、様式3により通知するものとする。

(警察署長との連携)

第11条 市長は、本要領の運用にあたっては、警察署長との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の各要領の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年12月27日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。	当該認定をした日から１２月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件６の期間まで同じ）
2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から１２月
3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から３月
4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から６月
5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から３月
6 法人等の役員等又は使用人が、１から５までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から３月
7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から２週間